	物理的半減期が10分未満のもの	物理的半減期が10分以上、1日未満のもの	物理的半減期が1日以上、30日未満のもの	物理的半減期が30日以上のもの
アルファ線を放出しない放射性物質	3×10^{-2}	6×10^{-5}	4×10^{-6}	1×10^{-5}
	1×10^{-4}	6×10^{-7}	2×10^{-8}	4×10^{-8}
	5×10^{0}	1×10^{-1}	5×10^{-3}	7×10^{-4}

○原子力規制委員会告示第九号

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年原子力規制委員会規則第六号）の施行に伴い、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を、次のように改正する。

第四十二条中「百ミリシーベルト」の下に「、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルト」を加え、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第四号若しくは第六条第三項第三号の区分により同号に定める放射線量が検出されたこと又は原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省令第二号・経済産業省令第二号・国土交通省令第二号）第三条若しくは第四条の事象が発生した場合の規則第二十六条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

3　規則第二十六条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項に掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

別表第二（第三条関係）第一号ハ中「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二十号）」を「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○原子力規制委員会告示第十号

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年原子力規制委員会規則第六号）の施行に伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を、次のように改正する。

第一条第二項中「第五号ホ」の下に「及びト」を加え、同条第三項中「及びト」を「及びチ」に改める。

第四条中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号）」を「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）」に、「別表第一」を「第四条の表」に改める。

第六条第一号、第三号及び第四号中「別表第二」を「別表第一」に、同条第四号中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第七条に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事象が発生した場合の規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

二　原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号又は第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

三　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。）第七条第一号の表へに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）若しくは通報事象等規則第七条第一号の表チに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合に限る。）又は通報事象等規則第十四条の表へに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）若しくは通報事象等規則第十四条の表チに規定する事象（使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合に限る。）

四　通報事象等規則第七条第二号の事象

3　規則第十条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

第八条第一項第一号、第三号及び第四号中「別表第二」を「別表第一」に、同項第四号中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第二条第二項」に改める。

第九条第四項中「別表第二」を「線量告示別表第一」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。